

令和元年度鳥取県介護支援専門員実務研修（乙区分）受講者様

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会長
(公印省略)

令和元年度鳥取県介護支援専門員実務研修（再研修）の延期に伴う今後の対応について（通知）

この度、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、標記研修の一部日程を延期しました。
これに伴い、延期した研修科目の受講については、下記のとおり、鳥取県より取扱方針が示されましたので、必要な御対応をお願いします。

記

1 取扱方針

対象者	必要な対応等
① 介護支援専門員証の有効期間満了日が、 令和2年2月24日 以前の方	①-1 令和2年4月～6月に介護支援専門員証の交付を要する方 ・令和2年4月～6月に介護支援専門員証の交付を要するなど、次の要件（1）～（3）全てを満たす方については、レポート提出による振替受講により、令和2年7月末までの介護支援専門員証を発行します。 <u>これを希望する方は、申出書【別紙2】を提出してください。</u> <要件> (1) 令和2年4月～6月に介護支援専門員証の交付を要すること。 (2) 所属（予定）事業所に申出書【別紙2】を作成していただき、提出できること。 (<u>申出書の提出期限</u> 令和2年3月13日 12:00(必着)) (3) 後日、別途指示するレポート課題について、令和2年3月中に提出・修了認定を受けること。 ・令和2年8月以降の介護支援専門員証の交付については、令和2年5月以降に実施予定の令和元年度実務研修プログラム(乙・丙区分)（【別紙1】参照）を受講し修了していただき、その後に通常通り、介護支援専門員証の交付申請をお願いします。
	①-2 上記（①-1）以外の方 今回延期した7科目については、令和2年5月以降に実施予定の令和元年度実務研修プログラム(乙・丙区分)（【別紙1】参照）を受講し修了していただき、その後に通常通り、介護支援専門員証の交付申請をお願いします。 ※ この場合、修了日は6月下旬、介護支援専門員証の発行時期は7月初旬以降となります。
② 介護支援専門員証の有効期間満了日が、 令和2年2月25日 以降の方	・希望者については、令和2年7月末まで有効期間満了日を延長しますので、以下の書類を鳥取県長寿社会課宛に提出してください。 <提出書類> 別添の【別紙3（有効期間更新申請書）】、【別紙4（手数料減免申請書）】、 介護支援専門員証原本、写真1枚（3×2.4cm） <提出締切> 令和2年3月19日（木）（郵送または持参） <提出先> 鳥取県長寿社会課（宛先等は裏面をご確認ください） ・令和2年8月以降の介護支援専門員証の交付については、令和2年5月以降に実施予定の令和元年度実務研修プログラム(乙・丙区分)（【別紙1】参照）を受講・修了した後に、通常通り、介護支援専門員証の交付申請をお願いします。 ※この申請をもって、延長前の有効期間満了日から5年間有効の介護支援専門員証を発行します。

2 【別紙2 申出書】の提出について

当会宛にFAX（0857-59-6341）送信後、郵送等により提出するとともに電話等によりその旨を連絡してください

い。

3 研修受講にあたっての留意事項等

- (1) 延期となった研修日程・会場・時間については、添付のプログラムを確認いただき、お持ちの受講カードの期日・会場・時間等を各自で修正し、プログラムの日程受講日に御持参ください。会場や開始時間等が当初予定と異なる日がありますので御注意ください。
 - ・5/23、6/6 会場: 県立福祉人材研修センター
 - ・6/27 開始時間: 9時30分より(会場: 倉吉体育文化会館)
- (2) 研修日程の変更により、やむを得ず受講できない日がある場合は事務局へ御相談ください。
- (3) 研修第4日目の研修記録シート2・3(科目⑩⑪)を同封していますので御確認ください。

4 提出先・問合せ先等

《別紙2の提出および研修実施に関すること》

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 福祉人材部(担当: 山田、杉本)

【住所】〒689-0201 鳥取市伏野1729-5 県立福祉人材研修センター内)

【電話/ファクシミリ】0857-59-6336/0857-59-6341 【E-mail】yamada@tottori-wel.or.jp

《別紙3・4の提出および介護支援専門員証に関すること》

鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局長寿社会課 介護保険・施設担当 山本

【住所】〒680-8570 鳥取市東町1丁目220

【電話/ファクシミリ】0857-26-7175/0857-26-8168 【E-mail】yamamotoai@pref.tottori.lg.jp